

重要事項説明書 別紙 1

サービス利用 1 日あたりの料金（契約書第 6 条）

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービスの利用料金（自己負担額 1 割又は 2 割、3 割）と介護給付費対象外サービス（食費及び居住費）をプラスした金額をお支払い下さい。サービス利用料金は要介護度に応じて異なります。

（1）介護保険対象となるサービス利用料金 1 日あたり

【1 割負担】

令和 3 年 4 月 1 日現在

要介護度別サービス利用料 (従来型個室)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,730 円	6,410 円	7,120 円	7,800 円	8,470 円
うち、介護保険から給付される額	5,157 円	5,769 円	6,408 円	7,020 円	7,623 円
サービス利用料に係る自己負担額	573 円	641 円	712 円	780 円	847 円
要介護度別サービス利用料 (多床室)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,730 円	6,410 円	7,120 円	7,800 円	8,470 円
うち、介護保険から給付される額	5,157 円	5,769 円	6,408 円	7,020 円	7,623 円
サービス利用料に係る自己負担額	573 円	641 円	712 円	780 円	847 円

※この料金にはオムツ代や日常生活用品(ティッシュ・標準歯ブラシ・入れ歯洗浄剤など)も含まれています。

【2 割負担】

要介護度別サービス利用料 (従来型個室)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,730 円	6,410 円	7,120 円	7,800 円	8,470 円
うち、介護保険から給付される額	4,584 円	5,128 円	5,696 円	6,240 円	6,776 円
サービス利用料に係る自己負担額	1146 円	1282 円	1424 円	1560 円	1694 円
要介護度別サービス利用料 (多床室)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,730 円	6,410 円	7,120 円	7,800 円	8,470 円
うち、介護保険から給付される額	4,584 円	5,128 円	5,696 円	6,240 円	6,776 円
サービス利用料に係る自己負担額	1146 円	1282 円	1424 円	1560 円	1694 円

※この料金にはオムツ代や日常生活用品(ティッシュ・標準歯ブラシ・入れ歯洗浄剤など)も含まれています。

【3割負担】

要介護度別サービス利用料 (従来型個室)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,730 円	6,410 円	7,120 円	7,800 円	8,470 円
うち、介護保険から給付される額	4,011 円	4,487 円	4,984 円	5,460 円	5,929 円
サービス利用料に係る自己負担額	1719 円	1923 円	2136 円	2340 円	2541 円
要介護度別サービス利用料 (多床室)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,730 円	6,410 円	7,120 円	7,800 円	8,470 円
うち、介護保険から給付される額	4,011 円	4,487 円	4,984 円	5,460 円	5,929 円
サービス利用料に係る自己負担額	1719 円	1923 円	2136 円	2340 円	2541 円

※この料金にはオムツ代や日常生活用品(ティッシュ・標準歯ブラシ・入れ歯洗浄剤など)も含まれています。

(2) 介護給付サービス加算 ※現在算定している加算については網掛けで表示

個別機能訓練加算(Ⅰ) 12円/日

※機能訓練指導員の職務に従事する者を1名以上配置し、利用者ごとの個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に加算

個別機能訓練加算(Ⅱ) 20円/月

※加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること

生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100円/月 ※3月に1回を限度

※(イ)訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しない場合に限る。)の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。

※(ロ)理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。

生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200円/月

※上記(イ)に加え、外部のリハビリテーション専門職等が訪問し、多職種と共同でアセスメント、個別機能訓練計画書を作成するなど連携した場合に加算

※個別機能訓練加算を算定している場合は100円/月

看護体制加算(Ⅰ) 4円/日

※入所定員が51名以上で常勤の看護師を1名配置している場合に加算

看護体制加算(Ⅱ) 8円/日

※看護職員を常勤換算方法で入所者の数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置している

場合に加算

※介護老人福祉施設に置くべき職員の数に1を加えた以上に配置している場合に加算

※24時間の連絡体制を確保している場合に加算

夜勤職員配置加算(Ⅲ) 16円/日

※介護福祉サービス費又は旧措置入所者介護福祉サービス費を算定しており、入所定員が51名以上である場合に加算

※別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた以上の数の介護職員又は看護職員を配置している場合に加算

※夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合に加算

認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3円/日

※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上・認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施・当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催した場合に加算

認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4円/日

※認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施・介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施した場合に加算

ADL維持加算(Ⅰ) 30円/月

※入所者全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目において Barthel Index を適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。尚且つ計算式に当てはめたADL利得を平均して得た値が1以上である場合に加算

ADL維持加算(Ⅱ) 60円/月

※上記(Ⅰ)の加算の要件に加え、計算式に当てはめたADL利得を平均した得た値が2以上である場合に加算

自立支援促進加算 300円/月

※(イ)医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。

(ロ)イの医学的評価の結果、特に自立支援のために対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して自立支援に係る支援計画を策

定し、支援計画に従ったケアを実施していること。

(ハ)イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。

イの医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 3円/月

※(イ)入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。

(ロ)イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員等が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。

(ハ)入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等の状態について定期的に記録していること。

(ニ)イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。

褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 13円/月

※加算(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。

排せつ支援加算(Ⅰ) 10円/日

※(イ)排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。

(ロ)イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。

(ハ)イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。

排せつ支援加算(Ⅱ) 15円/日

※加算(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

排せつ支援加算(Ⅲ) 20円/日

※加算(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1ヶ月の総単位数×8.3% (0.083)

- ① 介護職員の賃金の改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る資金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること
- ② 当該指定介護老人福祉施設において、①の賃金資金に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、すべての介護職員に周知し、都道府県に届けていること
- ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること
- ④ 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること
- ⑤ 算定日が属する月の前12日間において、労働基準法、養老者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法、その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと
- ⑥ 当該指定介護老人福祉施設において、労働保険料の納付が適正に行われていること
- ⑦ 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること
 - (一) 次に掲げる要件のすべてに適合すること
 - a, 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めていること
 - b, aの要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること
 - (二) 次に掲げる要件のすべてに適合すること
 - a, 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること
 - b, aについて、すべての介護職員に周知していること

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1ヶ月の総単位数×2.7% (0.027)

- ① 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- ② 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ③ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

介護職員等ベースアップ等支給加算 1ヶ月の総単位数×1.6% (0.016)

- ① 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
- ② 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に用いること

入院・外泊時費用 246円/日

※入院及び外泊の場合、1月に6日（最大12日間）を限度として加算（外泊初日及び末日を除く）

初期加算 30円/日

※入所した日から起算して30日以内の期間について加算

療養食加算 6円/1食につき（1日3食を限度）

※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された食事の場合について加算

日常生活継続支援加算 36円／日

- ※新規入所者のうち、要介護状態区分が要介護4もしくは要介護5の者の占める割合が100分の70以上、新規入所者のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の65以上、または、たんの吸引等が必要な入所者の占める割合が入所者の100分の15以上である場合に加算
- ※介護福祉士を常勤換算で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1名以上配置している場合
- ※当該加算を算定する場合にあっては、サービス提供体制強化加算は算定できない。

若年性認知症受入加算 120円／日

- ※40歳から60歳の認知症（特定疾患）の方の受け入れをした場合に加算

安全対策体制加算 20円 ※入所時に1回に限り算定可能

- ※外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算

経口維持加算（Ⅰ） 400円／月

経口維持加算（Ⅱ） 100円／月

- ※（Ⅰ）については、月1回以上、他職種が共同して、食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、特別な管理を行った場合に加算
- ※（Ⅱ）については、協力歯科機関を定めた上で、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名が加わった場合に（Ⅰ）に加えて（Ⅱ）を算定
- ※摂食機能障害を有し、水飲みテストや頸部聴診法等により誤嚥が認められる者が対象

経口移行加算 28円／日

- ※医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、1日につき所定単位数を加算

口腔衛生管理加算（Ⅰ） 90円／月

- ※歯科医師のを受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔管理を月2回以上行い、介護職員に対して、具体的な技術的助言及び指導、相談等に応じ対応している場合に加算

口腔衛生管理加算（Ⅱ） 110円／月

- ※加算（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施にあたって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算

栄養マネジメント強化加算 11円／日

- ※入所者に対し、医師・管理栄養士・看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い食事の観

察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施し、尚且つ入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算

再入所時栄養連携加算 200単位/回

※介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に加算

看取り介護加算(Ⅰ)	(死亡日45日前～31日前)	72円/日
	(死亡日30日前～4日前)	144円/日
	(死亡日の前々日)	680円/日
	(死亡日)	1,280円/日

※別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に届けた指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行い、尚且つ「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行った場合に加算

看取り介護加算(Ⅱ)	(死亡日45日前～31日前)	72円/日
	(死亡日30日前～4日前)	144円/日
	(死亡日の前々日)	780円/日
	(死亡日)	1,580円/日

※看取り介護加算の算定に当たって、医療提供体制を整備し、さらに施設内で実際に看取った場合に加算

科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40円/月

科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 50円/月

※入所者ごとの心身の状況等(加算Ⅱについては疾病の状況等含む)の基本的な情報を厚生労働省に提出していること。サービスの提供に当たって、基本的な情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算

退所時等相談援助加算 460円/回

※入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる入所者の退所に先だって介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に加算

退所時相談援助加算 400円／回

※入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、退所後の居宅サービス、その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に加算

退所前連携加算 500円／回

※入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、その居宅においてサービスを利用する場合において当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に加算

在宅・入所相互利用加算 40円／日

※別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設サービスを行う場合に所定単位数を加算

(3) 介護保険対象外の利用料金1日あたり

R3年8月1日～

介護保険給付対象以外の利用料				
食事の提供に要する費用：1日あたり		居住に要する費用：1日あたり		
朝食：380円 昼食：600円 夕食：550円		従来型個室：1,270円 多床室：955円		
利用者負担段階		利用者負担段階		
第一段階	300円	第一段階	320円	0円
第二段階	390円	第二段階	420円	370円
第三段階①	650円	第三段階①	820円	370円
第三段階②	1360円	第三段階②	820円	370円

(4) その他の利用料（実費分は園が立替えし、後日利用料請求と合わせてご請求させていただきます。）

- ・貴重品管理料（希望者のみ）2,000円／年間
- ・契約者の選定する特別な食事代 実費
- ・レクリエーション・クラブ活動費 実費
- ・健康管理費用（予防接種費、予防的に服用する内服薬） 実費
- ・理美容代 実費
- ・日常生活用品（事業所で用意している以外の物） 実費
- ・医師の指示による健康管理に必要な物品（針、センサー、ウロガード、クリーンコットン、ディスポ注射器、吸引カテーテル、アルコール綿、グローブなど） 実費